

富山市教育委員会 3 月定例会 資料

富山市教育委員会行政組織規則の一部改正について

[教育総務課]
[学校教育課]
[教育センター]

(1) 趣旨

いじめ防止対策推進法等に基づき、いじめの防止及び重大事態等に関し、学校その他関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対処する体制を構築するため、学校教育課に「いじめ対策推進班」を設置するもの。また、教育データの利活用や児童生徒の個別最適な学びの充実、学校現場の業務効率化のための教育DX推進に向けて、係の名称を変更するもの。

(2) 改正等の内容

教育センター「情報教育係」の名称を「教育DX推進係」に改める。なお、学校教育課に「いじめ対策推進班」を設置することについては、第6条第2項「事務局に担当及び班を置くことができる。」によるため、改正点はない。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

富山市教育委員会行政組織規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案																												
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(本庁の組織)</p> <p>第6条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="687 1155 1074 2074"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>管理係、庶務経理係</td> </tr> <tr> <td>学校再編推進課</td> <td>計画係、整備係</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> <td>計画係、施設係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係、教職員係、指導係、生活指導係</td> </tr> <tr> <td>学校保健課</td> <td>保健係、給食係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係、文化財係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事務局に担当及び班を置くことができる。</p> <p>第7条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課～学校保健課 (略) 生涯学習課</p>	課	係	教育総務課	管理係、庶務経理係	学校再編推進課	計画係、整備係	学校施設課	計画係、施設係	学校教育課	学務係、教職員係、指導係、生活指導係	学校保健課	保健係、給食係	生涯学習課	生涯学習係、文化財係	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(本庁の組織)</p> <p>第6条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="687 217 1074 1133"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>管理係、庶務経理係</td> </tr> <tr> <td>学校再編推進課</td> <td>計画係、整備係</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> <td>計画係、施設係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係、教職員係、指導係、生活指導係</td> </tr> <tr> <td>学校保健課</td> <td>保健係、給食係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係、文化財係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事務局に担当及び班を置くことができる。</p> <p>第7条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課～学校保健課 (略) 生涯学習課</p>	課	係	教育総務課	管理係、庶務経理係	学校再編推進課	計画係、整備係	学校施設課	計画係、施設係	学校教育課	学務係、教職員係、指導係、生活指導係	学校保健課	保健係、給食係	生涯学習課	生涯学習係、文化財係
課	係																												
教育総務課	管理係、庶務経理係																												
学校再編推進課	計画係、整備係																												
学校施設課	計画係、施設係																												
学校教育課	学務係、教職員係、指導係、生活指導係																												
学校保健課	保健係、給食係																												
生涯学習課	生涯学習係、文化財係																												
課	係																												
教育総務課	管理係、庶務経理係																												
学校再編推進課	計画係、整備係																												
学校施設課	計画係、施設係																												
学校教育課	学務係、教職員係、指導係、生活指導係																												
学校保健課	保健係、給食係																												
生涯学習課	生涯学習係、文化財係																												

<p>(1)～(12) (略)</p>																															
<p>(13) 民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター、公民館、市民学習センター、図書館、科学博物館、<u>八尾化石資料館</u>、郷土博物館、民俗民芸村の教育機関、<u>ガラス美術館</u>、<u>大山歴史民俗資料館</u>及び<u>渚谷関所館</u>との連絡に関する事項</p>	<p>(13) 民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター、公民館、市民学習センター、図書館、科学博物館、郷土博物館、民俗民芸村の教育機関及びガラス美術館との連絡に関する事項</p>																														
<p>第8条～第29条 (略)</p>	<p>第8条～第29条 (略)</p>																														
<p>(<u>八尾化石資料館</u>)</p>	<p>(<u>八尾化石資料館</u>)</p>																														
<p>第30条 <u>八尾化石資料館は、館の運営に関する事務を分掌する。</u></p>	<p>第30条 <u>八尾化石資料館は、館の運営に関する事務を分掌する。</u></p>																														
<p>第31条～第35条 (略)</p>	<p>第30条～第34条 (略)</p>																														
<p>第36条 (略)</p>	<p>第35条 <u>八尾化石資料館は、館の運営に関する事務を分掌する。</u></p>																														
<p>別表第1 教育機関の職制及び職務(第20条、第39条関係)</p>	<p>別表第1 教育機関の職制及び職務(第20条、第39条関係)</p>																														
<table border="1"> <tr> <td>教育機関</td> <td>組織</td> <td>必置の職</td> <td>任意設置の職</td> <td>職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td></td> <td>所長</td> <td></td> <td>上司の命を受け、所の事務を掌</td> </tr> </table>	教育機関	組織	必置の職	任意設置の職	職務	(略)		(略)		(略)	教育センター		所長		上司の命を受け、所の事務を掌	<table border="1"> <tr> <td>教育機関</td> <td>組織</td> <td>必置の職</td> <td>任意設置の職</td> <td>職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td></td> <td>所長</td> <td></td> <td>上司の命を受け、所の事務を掌</td> </tr> </table>	教育機関	組織	必置の職	任意設置の職	職務	(略)		(略)		(略)	教育センター		所長		上司の命を受け、所の事務を掌
教育機関	組織	必置の職	任意設置の職	職務																											
(略)		(略)		(略)																											
教育センター		所長		上司の命を受け、所の事務を掌																											
教育機関	組織	必置の職	任意設置の職	職務																											
(略)		(略)		(略)																											
教育センター		所長		上司の命を受け、所の事務を掌																											

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
図書館	研修係 教育相談 係 教育DX 推進係	係長	所長代理	(略)	理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
図書館	研修係 教育相談 係 情報教育 係	係長	所長代理	(略)	理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
図書館	館長	館長	館長代理	(略)	理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 に、館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
図書館	副館長	副館長	館長代理	(略)	理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 に、館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

科学博物館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
郷土博物館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大山歴史民俗 資料館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
八尾化石資料 館	(略)	(略)	館長	館長代理	上司の命を受け、館の事務を掌 理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、 所属職員を指揮監督するととも に、館長に事故があるとき、又 は欠けたときは、その職務を代 行する。
猪谷関所館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (略)

科学博物館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
八尾化石資料 館	(略)	(略)	館長	館長代理	上司の命を受け、館の事務を掌 理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、館長を補佐し、 所属職員を指揮監督するととも に、館長に事故があるとき、又 は欠けたときは、その職務を代 行する。
郷土博物館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大山歴史民俗 資料館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
猪谷関所館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (略)

令和6年3月市議会定例会 代表質問及び一般質問の概要

- 1 会 期 令和6年2月28日(水)～3月22日(金)
※代表質問…… 3月4日、5日
一般質問…… 3月5日、6日、8日、11日
- 2 概 要 2日間の代表質問においては4会派から、4日間の一般質問においては、5人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 不登校対策について

①富山市議会自由民主党(代表) 鋪田 博紀 議員(3月4日)

(問) 「学びの多様化学校」の設置に向けて、今年度実施した調査の概要とその結果について問う。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまでも不登校の児童生徒への支援として、小・中学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめ、保護者を対象とした不登校相談会の開催や適応指導教室の設置、教員研修の実施など様々な取組みを進めてきたところであります。

しかしながら、依然として本市における不登校児童生徒数の増加に歯止めがかからない状況であることから、「学びの多様化学校」の設置を新たな支援策の一つとして捉え、設置の可能性に関する調査を今年度実施したところであります。

調査の概要としましては、

- ・現在不登校または過去に不登校であった児童生徒やその保護者に対して、どのようなことに学校への行きづらさを感じ、また、学校を休んでいる間にはどのようなことに不安を感じているのか、そして不登校の支援策としてどのような取組みを希望するかなどを尋ねるためのアンケート
- ・関係機関に対し「学びの多様化学校」の検討を進めていく際に必要な視点等を伺うヒアリングや、有識者や小・中学校の教員等との意見交換会
- ・他都市の「学びの多様化学校」の視察

等を行いました。

これらの調査結果として、まず、児童生徒や保護者へのアンケートにおいては、

- ・学校への行きづらさとして「全校集会など、大勢の人に囲まれた空間が苦手である」ことや「自分がやりたくないことをやらなければならないことが辛い」と感じていること
- ・学校を休んでいる間の不安なこととして「勉強の遅れ」や「進学や就職など自分の将来」のこと
- ・不登校支援策として「不登校の児童生徒を対象にした学校または教室の設置」や「オンラインを活用した学習支援」を望んでいること

等が明らかになりました。

次に、関係機関等へのヒアリングや意見交換会においては、

- ・個々の特性に合わせたオンライン授業や個別学習用スペース等の学習環境が必要である
- ・学習成績にとらわれず社会の中で生きていく力を身に付けさせることが最も大切である
- ・地域、企業、福祉や医療など様々な分野とこれまで以上に連携した支援の仕組みづくりが必要である

などのご意見をいただきました。

これらの調査により、本市においても不登校児童生徒が心の安定を図りながら基礎学力の向上と社会性を養うことのできる新たな学びの場が必要であるとの結果が得られたところであり、今後「学びの多様化学校」の設置に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

(問) 調査結果を踏まえ、今後どのように本事業を進めて行こうと考えているのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 先ほど申し上げましたとおり、今年度の調査により不登校の児童生徒を支援するための新たな学びの場が必要であるとの結果が得られたことから、来年度には「学びの多様化学校」の設置に関する具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

作業の主な内容といたしましては、

- ・一般的な学校と同様の施設や設備を備える「学校型」や、本校となる学校の一学級として公共施設などに学習スペースを設置する「分教室型」といった施設形態
- ・受入れ対象とする学年や、どの程度の人数を受け入れるのかといった学校の規模
- ・既存の公共施設や統合により廃止となった小学校などの活用可能な施設

について調査し、類型ごとに必要となる事業費の積算を行うこととしております。

その後、市として「学びの多様化学校」の設置についての意思決定を行い、国への認可申請、施設整備や教職員の確保、入学を希望する児童生徒や保護者への説明会の開催等、開校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

(問) 不登校対策として新設される校内サポートルームと、これまでの校内適応指導教室との違いについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市におきましては、平成13年度から市内の中学校に「校内適応指導教室」を設置し、教員免許を有する指導員を配置して、不登校傾向や教室に居づらいつ感じている生徒の悩みや不安への相談、学習支援などを行ってまいりました。

しかしながら、本市における不登校児童生徒数は増加に歯止めがかからず、近年においては小学校での不登校児童が急増していることをふまえ、これまで中学校6校に設置していた「校内適応指導教室」に代わり、令和6年度からは小学校8校と中学校9校に「校内サポートルーム」と称する新たな環境を設置し、併せて指導員を配置するための経費を本定例会に当初予算案として提案したところであります。

「校内サポートルーム」は、児童生徒が思い思いの過ごし方によって心のエネルギーをたくわえることができるような居場所であることをコンセプトとしており、入室した

児童生徒が落ち着ける空間で自分に合ったペースで学習したり、読書、軽運動、イラストや手芸などの創作活動等、学習以外にもやりたいことを自ら選択・決定して取り組むことができる環境を学校内に整備するものであります。

また、こうした環境で行われる指導員からの支援につきましては、これまでの教室復帰を主とした支援から、見守り、励まし、寄り添いを主とした伴走型の支援へと転換を図り、児童生徒が少しずつ自己肯定感を高めたり、活動意欲の回復を図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

市教育委員会といたしましては、「校内サポートルーム」の設置・運営をとおして、児童生徒が誰一人取り残されることなく自己実現や社会的自立に向け成長していくことができるよう、多様な学びの場の提供の一環として各学校を支援してまいりたいと考えております。

(2) いじめ対策について

①富山市議会自由民主党（代表） 鋪田 博紀 議員（3月4日）

(問) 「いじめ対策推進班」は教育現場においてどのような役割を担っていくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 学校におけるいじめに関しては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されて以降、積極的な認知が進み、本市においてもその件数が増加し、内容も多様化・複雑化してきております。

また、いじめの重大事態の件数も増加し、これまで報告された事案の中にはいじめと自死との関連が疑われたものや、限られた証拠や証言の範囲ではいじめと不登校との因果関係を確認することができないもの等があり、また、学校と教育委員会による調査について再調査を求める事案も出てきていることから、より専門的にその対応に当たる必要性が高まってきております。

こうしたことから、学校教育課内に設置を予定しているいじめ対策推進班には、

- ・ いじめの事実の全容解明、いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止に取り組むこと
- ・ 関係する機関及び団体と連携し、いじめの防止に資すること

といった重要な役割があるものと考えております。

(問) 今後のいじめ防止やいじめ対策についてどのように取り組んでいくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) いじめの防止・対策につきましては、これまでも各学校においては児童生徒の小さな変化を見逃すことのないよう、日ごろからの教職員による見守りや定期的な学校生活に関するアンケート及び教育相談を実施するなど、積極的な認知と即時対応に努めてまいりました。

また、市教育委員会におきましては、いじめに関する教員研修の実施はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなど学校を支援してまいりましたが、近年においてはいじめにより不登校に陥ってしまったり、転校を余儀なくされるなどの重大事態が複数発生しております。

こうしたことから市教育委員会におきましては、令和5年度から、

- ・不安や悩みを抱えながらも言い出すことができないでいる児童生徒への一助とした、一人1台端末を活用した教育相談の実施
- ・定例校園長会やすべての年次研修会等における、いじめの適切な認知や組織的な対応についての研修の実施
- ・日ごろから全教員がいじめの関連法規等をいつでも簡単に参照し、活用することができるようクラウド上へのデータの掲載
- ・富山市PTA連絡協議会との連名による保護者へのいじめ防止に関する啓発資料の発出と指導の依頼

などの取組みを行ってまいりました。

また、今後の取組みといたしましては、先ほど答弁いたしました「いじめ対策推進班」の新設のほか、専門的な資格を有するスクールソーシャルワーカーを増員するための経費を本定例会に当初予算案として提案したところであります。

私といたしましては、以前も本会議において申しましたが、いじめを生まない学校づくりには民主主義の根本である「自由の相互承認」の考え方が基盤となるものであり、お互いを対等に「自由」で「ユニーク」な存在として認め合うことをルールとした社会づくりに参画していくことができる子どもたちをはぐくんでいくことが、公教育の本質であると考えております。

そのためにも、日々の学校生活において教員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の良好で温かな人間関係をはぐくむ教育を推進していくとともに、無限の可能性を秘めた子どもたちが夢に向かって力強く歩み続けることができる学校づくりを、組織をあげて支援してまいりたいと考えております。

(3) 令和6年能登半島地震について

①自由民主党（代表） 江西 照康 議員（3月4日）

(問) 今後、災害ごとの適切な避難行動を教えていくことがより必要になると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市内の幼稚園、小・中学校では、各園・学校が定めた防災計画に沿って、火災をはじめとして地震・津波・土砂災害等の自然災害の発生や不審者の侵入、クマの出没等、様々な場面を想定した避難訓練を、年間を通して定期的に行っております。

市教育委員会では、将来、子どもたちがどこで暮らしていても大きな災害に遭遇する可能性があることから、地域性を問わず様々な避難訓練を実施していくことは意義のあることと考えております。

しかしながら、今回の「令和6年能登半島地震」においては、これまで経験したことのない大きな揺れに加え津波が発生する恐れがある状況であったため、津波ハザードマップで浸水想定区域に該当しない場所においても、津波被害への不安感から来る過度な避難行動によって一部の地域で混乱が生じたことが報告されております。

こうした状況をふまえ、市教育委員会といたしましては、2月の定例校園長会において既存の防災計画を地域の実情をもとにした実効性のあるものに改めるよう指示したと

ころであり、子どもたちが各種ハザードマップや地域の特性を理解し、起こり得る危険に対して自ら適切な避難行動がとれるよう、各園・学校における防災教育について指導・助言してまいりたいと考えております。

(4) 学校給食について

①立憲民主市民の会（代表） 村石 篤 議員（3月5日）

（問）普通交付税の単位費用措置は3%程度引上げされているが、学校給食の民間委託費の現状と引上げの予定について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）学校給食における調理等業務委託費につきましては、委託期間中における賃金の変動を考慮した3か年度分の人件費や予定給食数等をもとに債務負担行為を設定し、契約額に基づいた予算措置を行ってきております。

こうしたなかで、令和2年度に契約した令和3年度からの3か年度にわたる調理等業務委託についての契約額による予算額と、令和5年度に更新した翌3か年度にわたる同業務委託の契約額による予算額とを比較しますと、平均して約7.2%の増となっております。

市教育委員会としましては、今後とも、最新の経済動向を注視しながら調理等業務委託費の適切な予算措置に努めてまいりたいと考えております。

②日本共産党 吉田 修 議員（3月8日）

（問）本市も無償化の本格的な検討を開始すべきと考えるが、市長の見解を問う。

＜学校保健課：市長答弁＞

（答）これまで何度も答弁しましたとおり、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、修繕費、人件費、調理場の光熱水費、給食センターから各学校への配送費等、多額の経費を市が負担している中、食材料費分のみを学校給食費として保護者にご負担いただいているところであります。

こうしたことから、市独自での補助による学校給食費の無償化については考えていないところであります。

なお、国において学校給食費の無償化の実現に向けた具体的方策の検討を行うとされていることから、引き続きその動向を注視してまいりたいと考えております。

③日本共産党 赤星 ゆかり 議員（3月11日）

（問）自校調理方式、センター方式のそれぞれのメリットについて、市長の見解を問う。

＜学校保健課：市長答弁＞

（答）本市の学校給食は、自校調理方式またはセンター方式のいずれの場合であっても安全衛生や温度管理などに十分配慮し、おいしい給食を提供することに鋭意、努めておりますことを、まず申し上げておきたいと思っております。

その上でお尋ねの自校調理方式のメリットにつきましては、一般的に調理員と児童生徒の交流がしやすく調理を身近に感じることができること、学校行事における給食時間の変更などに対して臨機応変に対応しやすいことなどがあると認識しております。

一方、センター方式のメリットとしては、運営経費の節減や合理化が図られることのほか、調理員の休暇に伴う代員の確保など教職員の業務が軽減されることで子どもたちへの食育指導に関する準備や実践において一層の充実を図ることが可能となることなどと認識しております。

(問) 「再編整備計画」では、現在まで自校調理方式の学校もセンター方式に変えようという考えはあるのか。自校調理方式の学校は自校調理を堅持し、センターありきの検討とにならないようにすべきと考えるが、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、学校給食センターや各学校の給食室の老朽化に伴い施設・設備の修繕・更新費用が年々増加しております。

また、本年度実施した学校給食センターの長寿命化を目的とした調査において、工事を実施する際には学校給食を調理できない期間が数か月間に及ぶ恐れがあることや、各学校の長寿命化工事期間中には他の給食施設から学校給食を提供するための対応が必要となるなどの課題が明らかとなりました。

加えて、市全体で児童生徒数の減少が見込まれる一方、地域によっては団地造成などによる急激な児童生徒数の増加により現行の給食調理場では必要な食数を調理できず、本市で初めて親子調理方式の導入を予定する状況ともなっていることから、市教育委員会といたしましては、全市的・長期的な視野に立った学校給食調理場のあり方を検討してまいりたいと考えております。

こうしたことから、お尋ねの「学校給食センター等再編整備計画」においては、本市の給食調理場の課題を整理し、今後必要となる調理能力や施設整備の内容などを調査するとともに、食育や防災、環境などにも配慮した時代に即した給食調理場のあり方を示す予定としております。

市教育委員会といたしましては、持続可能で安全安心な学校給食の提供に向け、この再編整備計画の策定にあたりましては、他都市の事例も参考にしながら自校調理方式やセンター方式などあらゆる選択肢を排除することなく、多角的に検討してまいりたいと考えております。

(5) 教員の働き方改革について

①公明党（代表） 松尾 茂 議員（3月5日）

(問) 市立の幼稚園と小中学校の給食費を市の会計に組み入れる公会計にできないか。

＜学校保健課：教育長答弁＞

(答) 本市において学校給食費の公会計化を行う場合、市教育委員会が児童生徒約32,000人分の給食費を集中して徴収・管理することとなり、業務を効率的に行うためのシステム導入経費の負担や業務量の増加に見合った職員数の適正な配置等が課題となります。

加えて、令和5年12月22日の「こども未来戦略」の閣議決定を受けて、国は学校給食費の無償化の実現に向けた具体的方策の検討を行うこととされており、学校給食費の公会計化への影響を見極めていく必要があるものと考えております。

こうしたことから、市教育委員会といたしましては、学校給食費の公会計化につきまし

て国等の動向を注視していくとともに、他自治体の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

(問) 成績処理や学校行事の準備・運営などの教員の事務作業は事務職員でも十分に対応可能と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 平成29年12月に中央教育審議会から文部科学大臣へなされた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申においては、これまで学校・教師が担ってきた個別業務を

- ・基本的には学校以外が担うべき業務
- ・学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務
- ・教師の業務だが負担軽減が可能な業務

として大きく3つに整理し、また、事務職員等による対応が可能な業務として「調査・統計等への回答等」、「学校行事の準備・運営」、「進路指導」が挙げられております。

こうしたなか、本市の小・中学校では、これまでも学校行事の準備・運営などにおいては事務職員が受付や案内文書の発送等を担うことで教員の負担軽減が図られておりますが、学校における働き方改革の実効性をより高めるためには国の答申にある「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」や「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」について、事務職員のみならず教員業務支援員や助手等、学校の人的資源を最大限に生かして遂行していく必要があると考えております。

市教育委員会といたしましては、各学校の好事例を他校に周知することなどに引き続き取り組み、教職員の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

(問) 部活動の地域移行について、児童生徒を対象としたアンケート調査の結果をどのように分析しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 部活動の地域移行に対する児童生徒のニーズを把握するためのアンケート調査につきましては、市内の小学5、6年生と中学1、2年生を対象に実施し、休日における地域クラブ活動への期待や気になっていることを中心に調査いたしました。

調査の回答率につきましては、小学5、6年生が約50%、中学1、2年生が約60%であり、休日において地域クラブでの活動に参加したいと考えている児童生徒の理由として回答が多かったものは、

- ・休日も部活動と同じ活動をしたい
- ・より専門的な指導を受けたい
- ・さらに体力や技術を向上させたい

など、自己の技能の高まりを求めて、地域クラブのスタートに大変期待を膨らませている児童生徒が一定数いることがうかがえました。

一方、

- ・休日は自由に過ごしたい
- ・地域クラブになると他の中学校の生徒も加わるため、人間関係をつくることできるか

不安である

・他の中学校の生徒の技能のレベル等についていけるかが不安である
など、地域クラブの参加に消極的な児童生徒も一定数いることが明らかとなりました。
市教育委員会といたしましては、このアンケート調査の結果を関係機関、団体等と共有し、よりよい地域移行の在り方を引き続き検討してまいりたいと考えております。

(問) うつ病と診断されて働けなくなった教員が、学校内で起こっていることを校内で相談するのは難しいと考えられ、学校や教育委員会ではなく市長部局で相談体制をつくるべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 精神疾患により勤務が困難になった教員の相談につきましては、教員に対する安全配慮義務がある学校が第一義的に対応しております。

具体的な対応につきましては、管理職が本人や家族と定期的に面談を行ったり、本人の了解を得て主治医から症状の説明や学校として配慮すべきことの助言を受けたりしながら、職場復帰に向けた支援を行っております。

一方、市教育委員会としましては、精神疾患等により悩みを抱えている教員について定期的に校長から書面による報告を受け、対応への助言を行うとともに電話や面談での相談窓口の設置や必要に応じて臨床心理士を派遣するなど、状況に応じて柔軟な支援に取り組んでいるところであります。

また、産業医による面談が随時可能であることを教員に周知するよう、年度当初において各学校長あてに通知しており、希望する場合に相談できる体制も整備しております。

市教育委員会といたしましては、教員の相談対応における具体的な支援は教員の職務や学校組織について熟知していることが肝要と考えていることから、市教育委員会が中心となり、任命権者である県教育委員会と相談しながら進めていくことが適切であると考えております。

(6) 電子回覧板について

①富山市議会自由民主党 田辺 裕三 議員 (3月6日)

(問) 1月の能登半島地震の発生時には小・中学校でも「tetoru (テトル)」というアプリを使って安否確認をしたと聞いているが、どのような使い方をしたのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会におきましては、令和5年4月から保護者連絡システム「tetoru (テトル)」を導入しており、今回の「令和6年能登半島地震」の発生時には各学校においてこの「tetoru (テトル)」を利用して児童生徒の安否確認を行いました。

その具体的な方法といたしましては、各学校が「tetoru (テトル)」の一斉配信機能を使って全保護者へ安否確認の依頼を送信し、受け取った保護者は返信機能を利用し、被害状況を報告するといったものでありました。

保護者への連絡については、「tetoru (テトル)」を導入する以前におきましても県教育委員会のシステムにおける電子メールで一斉配信を行っていましたが、保護者からの返信は学校代表アドレスに限られ、仮に今回の様な災害が発生した際には担任等が限定さ

れた端末内に届いている大量の返信メールを一つずつ開き、内容を見ながら全児童生徒の安否を確認する必要がありました。

一方、市独自で導入した「tetoru（テトル）」では、保護者からの返信内容が学校内全体はもとより、自動的に作成された学級ごとの一覧表で簡単に閲覧できるようになったことに加え、各学級担任が自分の学級の児童生徒の安否確認をそれぞれの端末で行うことができたことから、迅速な情報収集が行えたものと考えております。

（７）学校再編について

①自由民主党 泉 英之 議員（３月６日）

（問）県立高校の再編統合に関して、富山市民にも影響が及ぶ事を訴え、立山町舟橋町長の孤軍奮闘に対し援護射撃をすべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）少子化が進む中、県においては県立高校の令和９年度以降の再編統合が検討されており、再編基準に該当するとされている雄山高校につきましては本市の中学生の高校進学における選択肢の一つであります。

近年においては、令和２年の水橋高校と富山北部高校の再編統合にあたり本市の中学校の進路指導に関わるものとして、再編統合に伴う募集定員の変化、新しいカリキュラムの内容、特色ある部活動の設置等をふまえた進路指導が各中学校で行われたと認識しております。

県立高校を所管しているのは県教育委員会であり、市教育委員会といたしましては、県立高校の再編統合について見解を述べることは差し控えさせていただきますが、市内の中学生が自らの将来に向けて必要な選択が可能な高校の配置になっていることが肝要であると考えており、今後の動向を注視しながら必要に応じて各校に情報提供してまいりたいと考えております。

（問）学びの多様化学校の設置に向けた進捗状況について問う。

＜教育総務課：教育長答弁＞

（答）富山市議会自由民主党会派の代表質問で答弁いたしましたとおり、市教育委員会では学びの多様化学校を不登校の児童生徒に対する新たな支援策の一つとして捉え、今年度、設置の可能性に関する調査を実施したところであります。

今年度の調査では、児童生徒及び保護者へのアンケートや関係機関へのヒアリング、他都市の学びの多様化学校の視察等を行い、この調査により本市において不登校の児童生徒を支援するための新たな学びの場が必要であるとの結果が得られたところであります。

このことから、来年度には学びの多様化学校の設置に向け、施設形態や学校規模、活用可能な施設等について調査するとともに、類型ごとに必要となる事業費の積算を行う等、具体的な検討を実施することとしております。

その後、市として学びの多様化学校の設置についての意思決定を行い、開校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

(問) 地域の存亡を担う中山間地域の小規模特認校に対し、校区外からの通学負担を軽減させるための積極的支援に転換できないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和3年12月議会においても御質問にお答えしましたとおり、本市では通学区域外に居住する児童とその保護者が小規模特認校への入学を希望する場合、保護者の負担及び責任において通学させることなどを要件として就学を認めていることから、通学支援については考えていなところであります。

(問) 中山間地域の学校廃止はそのまま限界集落を決定付ける極めて重要な判断と考えるが、教育長の見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 全国的に少子化に歯止めがかからない状況下において、本市の小・中学校が10年後、15年後も今以上に小規模化し、小学校における複式学級や中学校における免許外指導がさらに増えていくことがこれからの子どもたちにとってよいことなのか、現在だけでなく将来を見据えて、今から保護者や地域の皆様と一緒に検討することが大切であると考えております。

こうしたことから、本市が進める学校再編については「行政のみで統合するかどうかを判断するものではなく、地域の学校の将来のあり方については地域で決めていただくことが肝要である」との考えに基づき、市教育委員会が将来の児童数の推移や小規模校や大規模校のメリット・デメリットといった情報を提供しながら、地域の方や保護者の皆様が主体となって学校再編の方向性を決める地域協議会を設立し、検討していただく手順を進めているところであります。

いずれにいたしましても、市教育委員会としましては、中山間地域に限らず全市的に少子化が進行している状況で学校を廃止することが過疎化の進行や限界集落となることにどれだけ影響を及ぼすのかは分かりかねますが、学校の存続と地域の衰退を結び付けて考えるのではなく、学校再編については将来の子どもたちの教育環境に重きを置いて、前向きに検討していただくことを切に願うものであります。

(問) 中山間地域の学校統廃合に関して、教育委員会の提案（計画）に対し市長部局の多面的な施策を加え、学校存続とする方針に転換すべきと考えるが、市長の見解を問う。

＜学校再編推進課：市長答弁＞

(答) 市長である私は市政全体を統括する立場であることから、学校再編についても当然にその責任の一端があり、そのことをあえて申し上げますとともに、今ほど教育長から申し上げましたように学校再編の判断は地域が主体となって行われるものと承知しているところであり、学校再編の進捗状況については常に教育委員会との情報共有を図っております。

その上で申し上げますと、これまで私はタウンミーティングや出前トーク、教育委員会主催のワークショップやフォーラムに出席し、現在、教育委員会で進められている学校再編に対して地域の皆様から多くのご意見をいただきました。中でも、「地元から小・中学校が無くなると地域全体が衰退し、歴史や文化が失われる」との声は何度も伺っており、学校再編の対象校がある地域の皆様の懸念は十分承知しているところであります。

一方で、「子どもたちがより多くの子どもたちと切磋琢磨し、多様な価値観に触れ、力

強く将来のこの地域を支える人材に育てほしい」、「子どもたちのために再編をもっと早く推進すべきだ」といった、保護者の方々からの声も伺っております。

いずれにいたしましても、少子化、人口減少下において、この学校再編は第一義的には本市の将来を担う子どもたちを育成するために本来の学校のあるべき姿を見つめ、質の高い教育環境を提供するための重要な政策であることはもちろんであります。同時に地域を見つめ直す機会であるとも思っております。

とりわけ、八尾地域の黒瀬谷地区におきましては、令和4年8月に檜尾小学校の将来のあり方を決める地域協議会が設立され、地域の子どもたちにとってのあるべき教育環境の姿に重きを置いた前向きな議論を重ねられ、令和6年4月の八尾小学校への統合を決断されるとともに、そのことを契機として地域住民自らによる地域活性化のための活動を始められたと伺っており、そのご尽力と熱意に敬意を表するものであります。

私といたしましては、将来を見据えた学校再編の議論の末には新しい学校を核として次世代に向けた地域連携が始まり、住民の間に新たな一体感が生まれていくことを大いに期待するとともに、教育委員会だけでは対応ができないことについては市長部局も一緒に考え、取り組んでまいりたいと思っております。

(8) 主体性の育みと教育改革について

①富山市議会自由民主党 織田 伸一 議員（3月6日）

(問) 「主体性のある子どもの育成」にどのような思いを込めているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) グローバル化や情報化の進展等、変化が激しく将来の予測が困難な時代の中で様々な変化に向き合い、未知の課題に臆することなく果敢に挑戦し、仲間と協働しながら課題を解決していくことができる子どもを育てることが学校教育の使命であると考えております。

こうした次の時代を担う子どもたちがよりよい社会の創り手となって力強く生き抜くために、これまでの知識・技能の習得に加え、忍耐力や協調性といった非認知能力の育成が必要であると考え、市教育委員会では令和2年度に「主体性のある子どもの育成」を本市の学校教育指導方針の重点事項に位置づけました。

この重点事項に基づき、学校教育における問題解決的な学習（PBL）の充実やイェナプラン的教育の推進、ICT活用の促進等に加え学校教育を支える教員の育成や多様な学びの場の設置等を推進していくことで、

- ・自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力
- ・自らを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性
- ・たくましく生きていくための健康や体力と変化の激しい時代を生き抜く実践力

といった子どもたちに必要な資質・能力を育てまいりたいと考えております。

市教育委員会におきましては、令和4年度に本市のこれからの教育の全体像を構造的に示した「未来へつなぐ 富山市の教育 『教える』から『育てる』へ」を策定し、今ほど申しました「主体性のある子どもの育成」を最優先すべき重点事項として明示しており、本市における教育の転換期である今、柔軟な視点と確固たる信念を持ち合わせながら、本市の教育を鋭意推進してまいりたいと考えております。

(問) 「教員の意識改革と授業改善」において、「主体的な学び研修会」の目的と成果、また課題、展望を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会におきましては、本市の学校教育指導方針の重点事項である「主体性のある子どもの育成」を推進するため、令和2年度に「主体的な学び研修会」を立ち上げ、参加する教員が実践事例を持ち寄って語り合ったり、「主体的な学び推進校」による授業公開をもとに具体的な授業の展開を学ぶことで、教員の意識改革と授業改善を図ってまいりました。

今年度からは、こうした取組みをより一層充実したものとするため、これまでの「主体的な学び研修会」から「主体性を育む研修会」へと名称を変え、「イェナプラン的教育」や「一人1台端末の有効活用」などの視点も加えるとともに、教員の自主的参加のみならず、各校の研修主任の参加も求めて実施しております。

この「主体性を育む研修会」におけるこれまでの成果といたしましては、

- ・参加した教員が、子どもが主体的に自分の学び方を選択したり、仲間と共に学び合うような授業の具体的なイメージをもつことができたこと
- ・各学校において、問題解決的な学習や自由進度学習等、子どもが自ら学習計画を立て、主体的に学びを進める授業実践が増加したこと
- ・各学校の研修主任が中心となってイェナプラン教育の理念やエッセンスについて学ぶ校内研修が増加したこと

などが挙げられます。

その一方で、各教員が研修会で学んだことを学校に持ちかえり、校内研修の質的な充実を図っていきこうとする機運を一層高め、教員一人ひとりが具体的な実践へとつなげていくことが課題であると考えております。

今後の展望といたしましては、校長のリーダーシップのもと学校内全体で主体的な子どもの育成に取り組む体制が整えられ、市内全ての小・中学校において主体性のある子どもを育成する教育活動が展開されていくことと捉えていることから、市教育委員会といたしましては、その実現に向けて学校訪問研修における指導助言や教員研修のより一層の充実を図ってまいります。

(問) 学校教育改革における学校長の果たす役割と改革の継続性について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市における教育改革とは、先に述べました本市学校教育指導方針の重点事項に位置づく「主体性のある子どもの育成」の実現に向け、授業改善と教員の意識改革を図ることです。

そのため、校長には、

- ・本市の重点事項の趣旨を理解し、各学校における授業改善と教員の意識改革の方針を明確に示すこと
- ・学校の実情に応じた教育課程の編成と学校運営の体制を整えること
- ・教員の資質向上に向け、適切な指導と助言を行い、人材の育成に努めること

などの役割があり、絶えず取組みの進捗を管理するとともに取組み結果の適切な評価と改善を行いながら、目指すべき成果を生み出すことが求められております。

また、議員ご指摘の教育改革の継続性につきましては、各校長は本市の学校教育指導方針の重点事項に基づいた学校経営の方針等を定め、その実現に向けた授業改善と教員の意識改革に取り組んでいるものと理解しておりますことから、途切れることなく重点事項に沿った教育改革が各学校において推進されているものと認識しております。

(問) 自由進度学習導入の現状と成果、また課題、展望を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 自由進度学習とは、

- ・教員が一斉一律に教える授業とは異なり、単元の一部もしくは全体の学習において子ども自身が自由に時間配分をし、個々に学習計画を立てて自分のペースで学習を進めることができる
- ・子どもが学習の仕方や誰と学ぶかということを自分で選択しながら、子どもが自らの判断と責任で自由に学んでいくことができる

など、子どもの主体性を引き出す授業の一つであります。

また、いずれの学校においても、学習内容をすぐに理解できる子どももいれば、ゆっくりとしたペースでないとなかなか理解できない子どもがいるなど、理解の進み具合は子ども一人ひとりによって違いがあり、これまでの一斉一律の授業では内容が理解できないまま置き去りになっていく子どもや、逆にすぐに理解できてしまい授業が退屈に感じる子どもが出てくる状況を克服する一つの授業形態ととらえており、本市において自由進度学習を取り入れる学校は年々増えてきております。

こうした自由進度学習の導入を進めてきた本市の学校からは、その成果として、

- ・これまでノートを書くことが苦手だと思われていた子どもが自分の考えを進んで書くようになったり、あまり得意ではなかった教科の学習にも積極的に取り組むようになった
- ・子どもが自分で学習を進める中で、わからなくなったときにはその場で仲間に相談して互いに教え合うことで、説明する力が向上したことを子ども自身が実感している
- ・学校に行きづらいと感じていた子どもが自分のペースで学習ができるようになったことで、学校に足を運ぶようになった

など、子どもの具体的な成長の姿として表れているとの報告を受けております。

一方、課題といたしましては、各自のペースで学んでいくため、子どもにどのような力がついているのか、どのようなところにつまずいているのかなど、子ども一人ひとりの状況をとらえ適切な支援を行っていく教員の力量を高めること、子どもの力を信じて委ねる教員の姿勢等、教員の授業改善への意識改革が一層求められることとあります。

今後の展望としましては、各学校が子どもの主体性を育むことを目指し、自由進度学習に限らず問題解決的な学習やイエナプラン的教育等、子どもの実態や地域の実情に合わせた実践を着実に展開していくことであり、市教育委員会といたしましては、各校の実践事例をもとに情報交換ができる研修会を実施したり、指導主事の派遣等を通じて各学校における授業改善を支援してまいりたいと考えております。

(問) アルバ・エデュの教育プログラムの導入の状況と取組、その成果を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本市におきましては、「主体性のある子どもの育成」の実現のために子どもたちの自己肯定感と学級内の心理的安全性の向上を図り、子どもたちに話す力、生きる力をはぐくむことが必要であると考え、そのことに通じるアルバ・エデュの教育プログラムを令和4年度から山室小学校を拠点校として取り入れております。

プログラムの具体的な内容につきましては、アルバ・エデュの講師による話す力をはぐくむことの重要性について見識を深める教員研修と、子どもたちを対象としたプレゼンテーション能力の向上を図る授業を実施してきており、その機会ごとに隣接する小・中学校の教員にもこの教員研修への参加を求めるほか、講師による講義や演習を収録した動画を市内全小・中学校に配信するなど、全市的な横展開を図ってきたところであります。

拠点校からは、その成果として、

- ・全国学力・学習状況調査の質問紙調査においても「自分にはよいところがある」「自分と違う意見について考えるのは楽しい」などの項目で肯定的な回答が多く見られた
- ・総合的な学習の時間に学校の「中庭改造計画」と題し、子どもたちが願う学校の中庭を自分たちで立案するとともに校長にプレゼンテーションを行い、実現に至ったことで達成感を味わうことにつながった
- ・教員間で子どもについての対話が増え、学校全体としても授業改善に前向きに取り組むようになった

などの報告を受けており、令和6年度におきましても小・中学校の2校で実施する予算案を本定例会に提案したところであり、こうした取り組みを引き続き行っていくことで、「主体性のある子どもの育成」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

(問) 非認知能力の育みをどのように評価していくのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 非認知能力は、子どもたちの自尊心や自制心、忍耐力、仲間と協力する態度、困難を乗り越え様々なことに挑戦する態度など、他者との関わりや集団生活などで育まれるものであります。

これらの非認知能力は数値では表せない力であることから、その評価においては、教員が日々の子どもの具体的な姿から取り組む姿勢や考え方のよさ等を見つけ記録を累積することで、一人ひとりの言動の変容や意識の高まりを的確に捉えることが重要となります。

また、評価は優劣をつけることが目的ではなく、日々の様々な場面で機を逃さず子どもに声をかけたり、子どもの作文や絵画等の作品にコメントを加えたり、累積した記録を基に子どもだけでなく保護者にも文章や言葉で伝えること等を通して子ども自身が自分のよさを自覚し、自己肯定感を高め、主体的に様々な活動に取り組もうとする好循環を生み出すものであるとの認識が大切であると考えております。

なお、教員からの評価に加えて子ども自身による自己評価が大切であり、自分のこれまでの取り組みを振り返り、その成果や課題を子ども自身が見つめ、今後の自分の取り組みに生かしていくことが重要であると考えております。

(問) 重点事項について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会といたしましては、先ほども答弁しましたとおり、本市における学校教育の重点事項として「主体性のある子どもの育成」を位置づけ、その実現に向けた授業改善と教員の意識改革に取り組んでおります。

この重点事項は市内小・中学校において共通した目標であり、各学校では問題解決的な学習や自由進度学習、一人1台端末の活用等の授業はもとより、運動会や遠足、学習発表会等の学校行事や清掃活動、部活動等、日常の教育活動全体を通して、校長のリーダーシップの下、地域の人的・物的な教育資源を活用するなど、工夫しながら目標の具現化に向けた学校運営を進めております。

また、こうした学校運営を着実に進めるためには、教育活動の成果と課題を明らかにし、見直しと改善を図っていくことが必要であり、各学校におきましては児童生徒、保護者、教職員を対象とした「学校評価アンケート」を実施しながら、重点事項への着実なアプローチを推進しております。

さらに、こうした学校評価の結果と併せ、子どもが自分で見つけた課題の解決に取り組む姿や仲間との協働によるボランティア活動の様子など、子どもたちの主体性を基盤とした実践の成果を学校だよりやホームページ、学校運営協議会会議等を通じて、学校から保護者・地域に広く紹介することで、市の重点事項である「主体性のある子どもの育成」の意義について浸透が図られております。

市教育委員会といたしましても、こうした学校の努力と併せて、富山市PTA連絡協議会との懇談会や本年1月20日に開催した「教育フォーラム『未来へつなぐ富山市の教育』」において、今ほど申しました意義を市民の皆様と共有させていただいており、今後とも全市一体となって主体性のある子どもの育成に向けた教育活動の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

(9) 英語教育について

(問) 本市の英語教育の現状をどのように捉えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市における英語教育におきましては、学習指導要領に基づいて小学校3年生から中学校3年生まで系統立てて進めており、令和5年度に中学3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査において、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の全三領域において、本市の合計平均正答率は県平均、全国平均ともに上回っております。

一方で、学習指導要領では英語で互いの考えや気持ち等を伝え合う対話的な言語活動や、まとまりのある内容を話すこと等を重視する観点から、「話すこと」については「やり取り」と「発表」の二つの領域が設定されており、先ほど申しました三領域と合わせた五領域における指導の充実が求められております。

本市の小・中学校における英語の授業においては、「話すこと」自体に恥ずかしさや目的意識をもてないなどの理由で英語によるコミュニケーションへの抵抗を感じている子どもたちが一定数いると認識しております。

グローバル化が進展し、社会で活躍するための英語力につきましては、場に応じた会話

のやりとりや、とっさに聞かれたことに対して適切に答えたり、自分の考えや思いを伝える力を育成していくことがますます重要になるものと考えております。

(問) 市は、「聞く」「話す」の重要性をどのように認識しているのか。また、英語教育におけるこれまでの取組みと課題、今後の取組みと展望を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 人との関わりのなかで相手の話を聞いて理解し、自らの考えや思いをしっかりと伝えることは社会生活を送る上で大切であり、英語教育においても「聞く」「話す」という技能の習熟は、他者とのコミュニケーションを図る上で大変重要であると考えております。

こうしたなか、本市における英語教育においては、

- ・外国語指導助手（ALT）を市内全小・中学校に配置し、児童生徒がネイティブな英語に触れる機会を通して、実際のコミュニケーションにつながる言語活動の充実を図る
- ・「小学校外国語夏季集中研修会」を夏季休業中に3日間実施し、富山外国語専門学校のネイティブスピーカーによる英語研修を通して、小学校教員が実践的な授業力を身につける場を設定する
- ・子どもたちが日常的に英語に慣れ親しみ、自然に英語でのコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるために、「英語に浸す」という趣旨のイマージョン教育の取組みとして英語のフレーズを集めたデジタル教材を独自に作成し、学校や家庭において一人1台端末による活用を促す

などの取組みを進めてきたところであり、授業中や休み時間等に子どもたちがALTや教員に積極的に英語で話しかける姿が以前よりも見られるようになってきました。

しかしながら、市独自で行っている学力調査においては、過去に学習した英語表現等を活用しながら自分の考えや気持ち等を適切に伝えることに課題があることが浮き彫りになっております。

こうしたことを踏まえ、市教育委員会といたしましては、令和6年度から水橋地区の4小学校において通常の外国語指導助手（ALT）とは別に専門のALTを配置し、イマージョン教育の効果の検証を行ってまいりたいと考えております。

その取組み内容としましては、小学校1年生から6年生まですべての学年において、主に体育科や音楽科の授業に担任と共にイマージョン教育担当ALTが参加し、英語を使いながら活動し、子どもたちが日常から英語でコミュニケーションを楽しむ機会を増やすものであり、このことで日常の中で使う自然な英語表現や音声に慣れ親しむことをねらいとしております。

今後の展望といたしましては、水橋地区4小学校におけるイマージョン教育の効果検証を行いながら、児童生徒が簡単な日常会話を気軽に且つ臆することなくできるよう、市内小・中学校における英語教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

(問) 英語教育において、学校の果たす役割を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 小・中学校での英語教育においては、学習指導要領「外国語活動・外国語の目標」を踏まえ、各学校が「聞くこと」「話すこと」「読むこと」等の領域ごとに具体的な到達目標を設定し、学年に応じた基礎的・基本的な力である認知能力が高まるように指導の充実を

図っております。

また、英語を学ぶことを通して、子どもたちが「もっと海外の人と英語で会話したい」、「いろいろな国に行ってみたい」、「外国の歴史や文化をもっと知りたい」という思いや願いを高めていくことや、グローバルな視点をもち多様な文化や人々を受け入れる豊かな心等の非認知能力を育てていくことも学校教育の大きな役割の一つであると考えております。

市教育委員会といたしましては、児童生徒が英語を用いて情報や考えなどを理解したり、表現したり、また、伝え合ったりするコミュニケーションの資質・能力の育成に向けて、学校を支援してまいりたいと考えております。

『令和6年度富山市学校教育指導方針』について

【学校教育課】

1 作成の趣旨

- (1) 各学校（園）が、今年度の富山市学校教育の方針や重点等の共通理解を図るための指針とする。
- (2) 各学校（園）が、教育指導における課題や改善事項を共通理解し、各教科等の指導における指針とする。
- (3) 学習指導の基礎・基本となる指導技術を共通理解する際の参考とする。

2 作成の観点

(1) 教育指導の重点事項

主体性のある子どもの育成

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ② 習得した知識・技能を活用した、思考力・判断力・表現力等の育成
- ③ 学習の基盤を形成している言語に関する能力の育成
- ④ 「確かな学力」の定着を図る規律ある学習態度の育成

(2) 第1章 学校（園）教育指導の中核となる14項目（一部抜粋）

- ① 「学校（園）経営」では、自他の命を大切にする指導の充実を図る。
- ② 「学年・学級経営」においては、一人一人がかけがえのない存在であることを実感できる集団づくりに努める。
- ③ 「学習指導」においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた問題解決的な学習の過程を通して、「思考力・判断力・表現力等」をはぐくむ授業を充実させる。
- ④ 「生徒指導」では、いじめ・不登校を生まないための教員の資質能力の向上に関する研修や教育相談等の校内体制を充実させる。
- ⑤ 「現職研修」では、学校の特色を生かした組織的・計画的な校内研修の充実と各教職員の課題やキャリアステージ等に応じた研修会を受講することにより、教職員の資質向上に努める。

(3) 第2章 教科等の指導

- ① 各教科等において身につける資質・能力と指導のポイントを参考として、具体的な授業改善に取り組む。
- ② 各教科等において、「主体的な学び」となるよう、課題の自覚後の「考えをもつ」ための「情報収集」の場面において、個々の子どもの意識をとらえ、子どもが自分の課題解決のために、自己選択しながら解決していく学習となるよう改善を図る。

(4) 第3章 今日的な課題への対応

- ① 「いじめを許さない学校づくり」「不登校児童生徒への支援」の各項目では、「いじめの定義」「魅力ある学校・学級づくり」等、周知すべき内容を位置づけ、全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。
- ② 「GIGAスクール構想の実現」では、校務や授業での「活用のポイント」を例示し端末のよさを感じて活用の推進を図る。

コーナー
展示

春を呼ぶチンドンコンクール！ 70回のあゆみを振りかえる

日本一の

富山名物に

ごうざい！

AMAZING TOYAMA

展示を見てからコンクールを楽しむもよし♪
展示を見てからコンクールを楽しむもよし♪



展示を見てからコンクールを楽しむもよし♪
展示を見てからコンクールを楽しむもよし♪

来年のコンクールを心待ちにするもよし♪
来年のコンクールを心待ちにするもよし♪



来年のコンクールを心待ちにするもよし♪
来年のコンクールを心待ちにするもよし♪

昭和30年にはじまり、今年で第70回をむかえる全日本チンドンコンクール。
70回のあゆみを、写真やパンフレットなどとともに振り返ります。

令和6年

3月14日 木 ▶ 6月30日 日

会期中の休館日 4月22~26日(月~金)、5月8日(水)、
5月27日(月)~6月2日(日)

開館時間 午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 一般210円(170円)、高校生以下は無料

※()内は、20名以上の団体料金

富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060
<https://www.city.toyama.lg.jp/etc/muse/>



第70回
全日本チンドンコンクール
4月5日(金)~7日(日)に開催!!

5日は前夜祭「幽玄チンドン夜桜流し」
6日、7日は富山県民会館でコンクール
7日は平和通りでの大パレード!

詳しくは公式サイトで

